

フリーローン

(2026 年 4 月 1 日現在)

商品名	フリーローン
ご利用 いただける 方	当該金融機関の組合員（准組合員含む）・役職員（関連会社役職員含む）で 次の条件を満たす方 (1)借入申込時の年齢が満 20 歳以上満 75 歳未満で、完済時年齢が 79 歳以下の方 (2)安定・継続した収入の見込める方 (3)過去に不渡り、延滞等の事故がなく、ジャックスの保証が受けられる方 ※その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○原則自由 但し、事業性資金は除く
借入金額	10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）
融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）
融資方法	顧客口座振込
返済方法	(1)毎月元利均等返済 (2)毎月元利均等返済とボーナス返済の併用 但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50%以内とする
必要書類	(1)本人確認書類（当 J A が定める書類の写し） (2)所得を証明する書類（当 J A が定める書類の写し） (3)その他資料（当 J A が必要と判断した書類の写し）
保証料	○保証料 2.0%とし、お借入利息に含まれています。
保証	○株式会社ジャックス保証となります。 ○原則として連帯保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスの請求により連帯保証人を必要とすることがあります。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ①全額繰上返済の場合...3,300 円（消費税込） ②一部繰上返済の場合...3,300 円（消費税込） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 3,300 円（消費税込）の条件変更手数料が必要です。
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）

	東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ鶴岡